

2020年度
第2回 ぱあとなあ名簿登録者会議

令和3年2月6日（土）福山
令和3年2月7日（日）広島

内外体制整備小委員会

～利用促進について～

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 (利用促進法)

成年後見制度が十分に活用されていない実態に対して
制度利用の促進に関する基本理念や国の責務
基本方針などを総合的・計画的に推進する

【法1条】

利用促進法で定められた取り組みの例

欠格条項の見直し

意思決定支援

死後事務の範囲の見直し

郵便物の取り扱い

本人情報シート

などなど・・・

総合的・計画的な施策の内容

- 1) 利用者がメリットを実感できる制度や運用の改善
- 2) 全国どの地域においても必要な人が後見制度を利用できるための地域連携ネットワークの構築
- 3) 不正防止の徹底と制度の利用しやすさとの調和を図った安心して成年後見制度を利用できる環境整備
- 4) 成年後見人等の権利制限の見直し

地域連携ネットワークとは

各地域において、従来の保健・医療・福祉の連携
（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく
新たに、司法も含めた連携の仕組み

地域連携ネットワークの3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した

成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークの構成

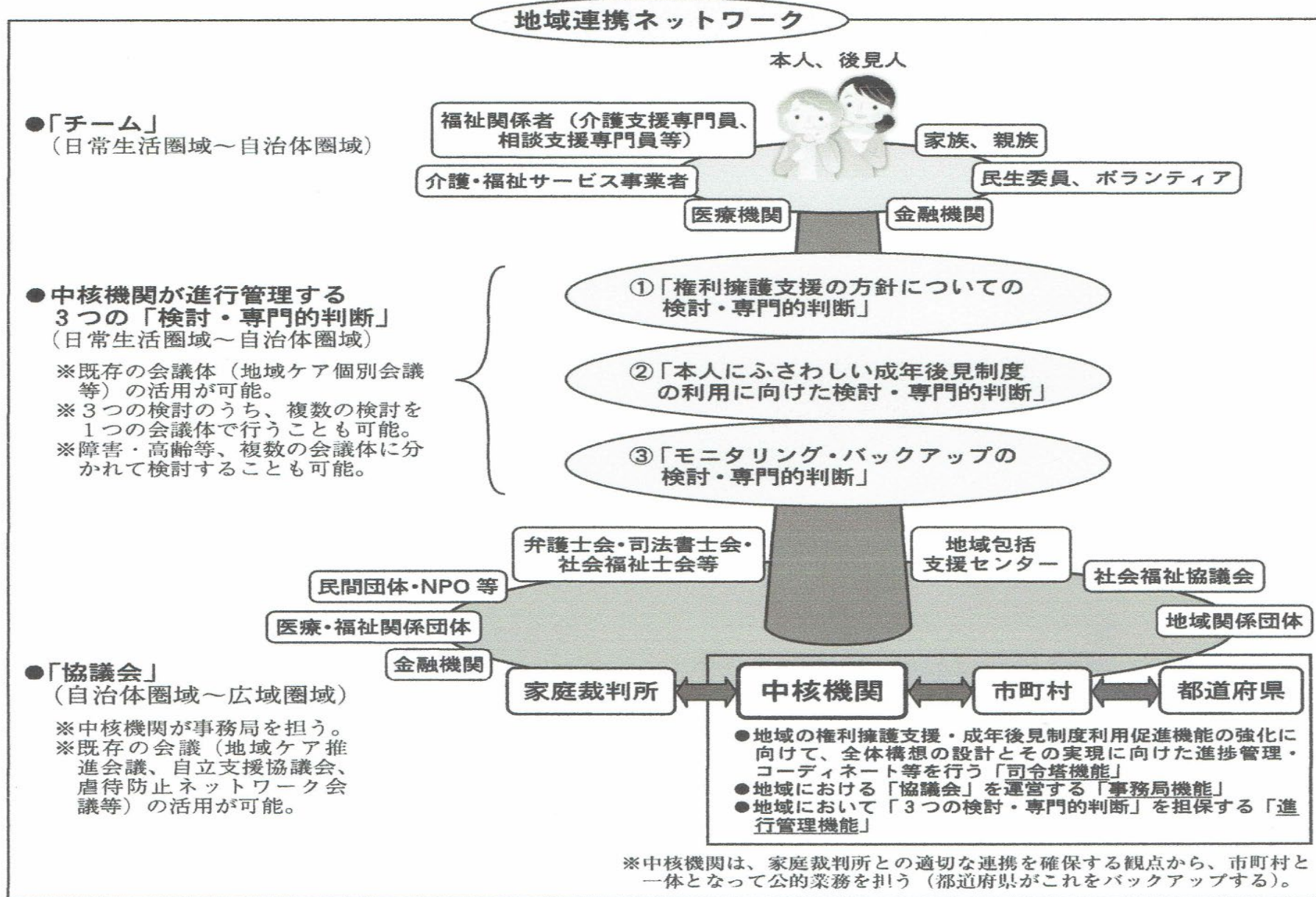
- チーム 本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握するメンバー。
- 協議会 法律、福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
- 中核機関** 地域連携ネットワークの整備や適切な運営をするための中核となる機関

中核機関の設置

住民に身近な地域である市町村単位の設置が基本
(複数の市町村にまたがった設置もあり得る)

また、既に成年後見制度に関する運営が
なされている機関（後見制度支援センター等）が
あれば、それらを活用する事も可能

図Ⅱ-1 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連携イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

現在の取り組み状況と今後の展開 ～ 広島県内 ～

「広島県成年後見制度利用促進協議会」

もともとは、弁護士会、司法書士会、リーガルサポート、
社会福祉士会のいわゆる“三士”による有志の集まり
現在は広島県、広島市、広島県社協、広島市社協、
広島家庭裁判所も加わり、利用促進に関する取り組みや
定期的な情報交換を行っている。

現在の取り組み状況と今後の展開
～ 広島県内 ～

令和3年2月時点で「中核機関」が
設置されている広島県内の市町

福山市・呉市
広島市（10月予定）

現在の取り組み状況と今後の展開 ～ 社会福祉士会 ～

「地域連携ネットワーク」や「中核機関」に
福祉分野の専門職としてのかかわりが予測され
それらに備えた人材の育成や
ばあとなあ名簿登録者としてのスキルアップを
目的とした勉強会の開催